平成２５年（フ）第３４号
愛知県知立市谷田町本林１丁目２番地３　エクセルサンパレス101号
債務者　知念　義貴
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
愛知県額田郡幸田町大字上六栗字金ケ崎19番地１、前住所千葉県我孫子市つくし野７丁目７番18号
債務者　稲吉　雅美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
愛知県安城市古井町大久後４番地11、前住所愛知県豊田市生駒町東山81番地
債務者　二子石辰子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３号
長崎県五島市増田町1431番地１
債務者　松田　正子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第６６号
熊本市東区月出１丁目８番７号　コーポキャッスル205号
債務者　廣﨑健一郎
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６８号
熊本市南区島町３丁目３番20号　グランディール壱番館302
債務者　上原　広考
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７６号
熊本県宇城市松橋町西下郷4002番地、前住所熊本県葦北郡芦北町大字小田浦2272番地
債務者　赤沢　和成
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
北海道滝川市東滝川町４丁目６番６号、住民票上の住所北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地14
債務者　山田　陽一
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第６号
山形県鶴岡市林崎甲70番地内１番地
債務者　佐藤　民江
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第６号
新潟市北区白新町１丁目９番24号
債務者　富樫ますみ
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
香川県高松市西春日町1407番地　県営住宅西春日団地19棟402号室
債務者　大西　孝弘（旧姓湊）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１３号
長崎県諫早市天満町12番23号　ビバシティパークサイド天満1102、住民票上の住所長崎県諫早市天満町12番23―1102号　ビバシティパークサイド天満町
債務者　原　　和也
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
長崎県諫早市福田町12番30号、前住所長崎市金堀町14番６号　青山アパート102
債務者　小川　清晴
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
長崎県諫早市福田町12番30号、前住所長崎市金堀町14番６号　青山アパート102
債務者　小川　　忍
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
東京都町田市南つくし野３丁目１番地３ＣＫすずかけ台805
債務者　天田　美奈
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２７８号
群馬県前橋市元総社町528番地19
破産者　株式会社ネロ
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係